

# 神奈川県隊友会規則

## 第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 この規則は、公益社団法人隊友会（以下「隊友会」という。）の定款、隊友会規則第1号（会員規則）及び隊友会規則第4号（地方組織規則）に基づき、公益社団法人隊友会神奈川県隊友会（以下「県隊友会」という。）の会員に必要な規則及び組織等について定める。

（事務所）

第2条 県隊友会の主たる事務所を、横浜市中区山下町162-1 横浜飛栄ビル301号におく。

（目的・事業）

第3条 本会は、隊友会定款第3条に基づき、国民と自衛隊のかけ橋として、相互の理解を深めるとともに、防衛意識の普及高揚に努め、国の防衛及び防災施策、慰霊顕彰事業並びに地域社会の健全な発展に貢献することにより、我が国の平和と安全に寄与し、併せて県内に居住する自衛隊退職者等の福祉を増進することを目的とする。

2 本会は、前項の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防衛意識の普及高揚に関する防衛講演会等
- (2) 防衛及び防災関連施策等に対する各種協力
- (3) 安全保障特に防衛に関する調査研究・政策提言
- (4) 自衛隊諸業務に対する各種協力
- (5) 隊友紙の配布、機関紙の発行及び配布
- (6) 予備自衛官等に関する支援
- (7) 殉職自衛隊員の遺族に対する援助
- (8) 殉職自衛隊員の追悼及び戦没者等の慰霊顕彰
- (9) 地域社会の健全な発展に寄与すること。
- (10) 会員の福祉厚生、相互扶助及び親睦に関すること。
- (11) 部隊研修・防災訓練等の実施及び観閲式・演習等の見学
- (12) 隊友会理事長(以下「理事長」という。)から委託された事業
- (13) その他、会の目的を達成するにふさわしい事業

## 第2章 会 員

（会員の構成）

第4条 県隊友会の会員は、隊友会定款第5条に定める正会員、賛助会員、特別会員（協力会員を含む。）及び名誉会員をもって構成する。

2 平成29年4月1日をもって、「終身会員」を廃止し、「年会員」だけの新会員制度に移行され

たが、施行日前日現在で既に終身会員であった者は、引き続きその身分を保証するものとする。

(会員の所属)

第5条 会員は、原則として居住地の地域支部に所属するものとする。ただし、県本部又は居住地以外の支部への所属を希望する会員についてはこれを認めるものとする。

(入会手続)

第6条 隊友会に入会を希望する者は、名誉会員を除き、隊友会規則第1号第3条に定める入会申込書(正会員用は本部様式別紙第1)を県会長に提出しなければならない。

ただし、特別会員(協力会員を含む。)の入会申込書は、県様式第1による。

2 会員の入会手続は、隊友会規則第1号第4条～第7条による。

(会費)

第7条 会員は、隊友会規則第1号第9条に定める会費を納入しなければならない。

(退会・復帰・除名)

第8条 隊友会を退会しようとする会員は、隊友会規則第1号第12条に定める退会届(本部様式別紙第8)を所属支部又は県事務局を通じ県会長に提出するものとする。

2 会員は、隊友会定款第10条によるほか、次の各号に該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の未納が連続2年以上に亘るとき

(2) 死亡もしくは失踪宣言を受けたとき

(3) 所在不明が連続2年以上に亘るとき(終身会員を含む。)

(4) 隊友会定款第9条の定めにより、隊友会定款又は隊友会規則の違反者及び隊友会の名誉を傷つけた者で、隊友会本部総会で除名された者

3 前項第2号及び第3号により資格を喪失した正会員は、じ後、本人の申し出があれば理事役会の承認を経て、隊友会本部に報告し理事長の承認後、再度正会員に復帰することができる。

(会員の報告義務)

第9条 会員は、住所移転、住居表示変更、電話番号変更、その他身分上の異動等があった場合には、所属支部長を通じて県会長に報告するものとする。

### 第3章 役員

(役員)

第10条 隊友会規則第4号第4条に基づき、県隊友会に次の基準により役員を置く。

この際、これらの役員は、正会員をもってあてる。

ただし、監事役は、他の役員と兼務することはできない。

(1) 理事役 50名以内

(2) 監事役 2名

(3) 代議員 150名以内(理事役・監事役を含む。)

2 理事役のうち1名を県会長、6名以内を県副会長とする。

(役員を選出)

第11条 県会長及び支部長は、当該年度末までに、次の基準により代議員候補者を推薦する。

この際、県会長・副会長、県本部監事役・会計担当等及び支部長に該当する代議員候補者は、県本部枠とし、各支部枠の外数とする。

県本部	30名	横浜南	16名	横浜北	8名
川崎	5名	県北	8名	県央	13名
西湘	3名	湘南	6名	横須賀	49名
武山三浦	8名	(計 150名以内：理事役・監事役を含む。)			

2 代議員候補者は、事前に公表し、総会又は代議員会の承認を得るものとする。

3 県会長は、代議員の中から監事役候補者2名を推薦する。

4 県会長及び支部長は、隊友会規則第4号第4条第1項に基づき、代議員の中から次の基準により理事役候補者を推薦する。

県本部	23名	横浜南	4名	横浜北	2名
川崎	2名	県北	2名	県央	3名
西湘	2名	湘南	2名	横須賀	8名
武山三浦	2名	(計 50名以内)			

5 理事役及び監事役は、代議員の中から、総会又は代議員会において選出する。

6 県会長及び副会長は、隊友会規則第4号第4条第3項に基づき、理事役会において選出し、定期総会終了をもって交代するものとする。

ただし、県会長については、理事長に推薦して、理事長の委嘱を受けるものとする。

7 県会長は、理事役の中から会計理事役を指名する。

8 支部長が止むを得ない事由により当該支部所属の県役員を任期途中で交代又は退任させる場合は、県様式第2「県役員就任・退任上申（報告）書」を遅滞なく、県会長に提出するものとする。

(役員職務)

第12条 県会長は、県隊友会を代表して会を統括するとともに、理事長から委任された事務を行う。

2 県副会長は、県会長を補佐し、県会長に事故あるときはその職務を代行するとともに、県会長の指示により次の職務を分掌する。

- (1) 事務局担当（県事務局長）
- (2) 広報担当
- (3) 行事担当
- (4) 防災等担当
- (5) 渉外担当
- (6) 予備自衛官担当

3 理事役は、理事役会において事業の遂行を図るほか、県会長の指示により会務を分掌する。

- (1) 県会長は、必要に応じ、理事役のうち1名を事務局次長に指定し、県会長の指名する理事役と共に次の事項に関して県事務局長を補佐させるものとする。

ア 副会長と共に理事役会提案事項及び行事計画等の事前審議にあたる。

イ 行事実施時の諸作業を実施する。

(2) 会計理事役は、県事務局長の補助者として県隊友会の会計事務を処理する。

4 監事役は、県会長の要請により県隊友会の業務の執行状況及び会計を監査する。

5 代議員は、代議員会において、会員の議決権を代行し、所定事項の議決にあたる。

(役員任期)

第13条 役員任期は、隊友会定款第30条によるほか、一任期2年とし、再任を妨げない。

ただし、再任の期限を次のとおりとする。

(1) 県会長の再任は、初任期を含み2期4年迄とする。

(2) 支部長の再任は、初任期を含み3期6年迄とする。

(3) その他の役員再任は、初任期を含み5期10年迄とする。

(4) やむを得ない事由により前各項によれない場合は、総会・代議員会又は理事役会の議決を経て、その期限を延長することができる。

(役員解任)

第14条 役員で心身の故障その他の事由により職務の執行に堪えないとき又は役員たるに相応しくない行為があったときは、定期総会、代議員会又は理事役会の議決によりこれを解任することができる。

#### 第4章 顧問等

(顧問等の区分)

第15条 県隊友会に顧問、相談役、名誉会員及び地域代表世話人（以下「顧問等」という。）を置く。

(顧問・名誉会員)

第16条 県会長は、県役員経験者を理事役会の承認を得て、当該県会長の任期中に限り、顧問に委嘱することができる。

2 県会長は、県隊友会に対し多大の功労があった正会員及び特別会員を、名誉会員として理事長に上申することができる。

(相談役)

第17条 県会長は、会務遂行上必要と認める会員を理事役会の承認を得て、当該県会長の任期中に限り、相談役に委嘱することができる。

(地域代表世話人)

第18条 県会長は、特別会員の中から地域代表世話人を委嘱することができる。

(顧問等の任務)

第19条 顧問等は、県会長の諮問、相談に応ずるほか、県会長の要請により各会議にオブザーバーとして参加することができる。

## 第5章 組織

(組織の構成)

第20条 県隊友会は、活動の基礎単位である独立支部及び直轄支部をもって構成する地域支部を主体に、必要に応じて職域支部を設ける。

(地域支部)

第21条 独立支部は、県央支部、横須賀支部及び武山三浦支部をいう。

2 直轄支部は、前項以外（横浜南、横浜北、川崎、県北、湘南、西湘）の地域支部をいう。

3 県隊友会の地域支部の区分と担当地域は、別表のとおりとする。

(支部の設置及び改編)

第22条 地域支部の設置、廃止及び改編は、定期総会又は代議員会の議決を経て県会長がこれを行う。

2 独立支部は、次の全ての条件を満たすものとする。

(1) 支部が支部総会において独立支部への移行又は継続を決めていること。

(2) 概ね300名程度の支部所属会員を擁すること。

(3) 会費の徴収、会計処理、事業計画の立案等が支部単独でできること。

3 職域支部の設置、廃止及び改編については、その職域の代表者又は支部長の申し出により県会長がこれを承認する。

4 職域支部の会員が全員退会した場合は当該支部を廃止する。

## 第6章 事務局

(事務局)

第23条 県隊友会の事務を処理するため県事務局を置く。

2 県事務局の担当業務を次のとおりとする。

(1) 県隊友会諸活動の事務に関すること。

ア 県隊友会規則類の整備・改正準備

イ 年度末報告等の各種文書業務

ウ 県会員名簿及び会員カードの作成・管理

エ 県行事及び会議等の計画及び準備

オ 会員証の発行業務

(2) 県隊友会の会計業務に関すること。

ア 会費等の徴収

イ 出納業務（出納簿作成を含む。）

(3) 県隊友会の物品管理に関すること。

(4) 機関紙等の配布業務に関すること。

(5) 収益事業に関すること。

(6) 県隊友会ホームページの維持管理に関すること。

(7) その他、理事長等から委託された事項

- 3 県事務局に関する規定は、本規則に定めるほか、理事役会の議決により県会長がこれを定める。

## 第7章 会議

(会議の種類)

第24条 県隊友会の会議は、定期総会、代議員会、理事役会、副会長・支部長等会同及び事務局長会議とする。

(定期総会)

第25条 定期総会は、正会員をもって構成し、原則として年1回開催する。ただし、県隊友会の存続、支部の統廃合等重要な審議案件がない場合は、代議員会をもって定期総会に替えることができる。なお、代議員会に、顧問等及び一部の会員を出席させ、意見を述べさせることができる。

- 2 定期総会又は代議員会は、次の事項を議決又は承認するものとする。

- (1) 理事役・監事役の選出及び解任
- (2) 事業計画の決定と事業報告の承認
- (3) 予算の決定と決算報告の承認
- (4) 県隊友会規則の改正
- (5) 会費の配分に関すること。
- (6) その他、県会長が必要と認めて付議した事項

- 3 定期総会の議長は、**県会長がこれを務めるものとする。**

- 4 定期総会の定足数（委任状又は議決権行使書を含む。）は、正会員の2分の1以上とする。

- 5 定期総会の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 6 議長は、理事役の中から議事録担当者を指名し、次のことを記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時、場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 出席構成員の氏名又は出席人員数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過概要
- (6) その他、参考となるべき事項

- 7 議事録には、議長及び議事録担当者が署名しなければならない。

(代議員会)

第26条 代議員会は、代議員をもって構成し、原則として定期総会が実施されなかった場合に招集する。

- 2 前項に拘らず必要ある場合には、県会長は、そのつど臨時代議員会を招集することができる。

- 3 代議員会の議長は、**県会長がこれを務めるものとする。**

- 4 代議員会の定足数（委任状又は議決権行使書を含む。）は、構成員の3分の1以上とする。

- 5 代議員会の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 6 議長は、**定期総会**の例に倣って、議事録を作成するものとする。

(理事役会等)

第27条 理事役会は、理事役をもって構成し、原則として各四半期に開催する。

2 前項にかかわらず必要ある場合には、県会長は、そのつど理事役会を招集する。

3 理事役会においては、この規則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 定期総会又は代議員会で議決されたことの執行に関する事項

(2) 定期総会又は代議員会に付議すべき事項(事業計画/報告(案)、予算/決算(案)等)

(3) その他、重要な会務の執行に関する事項

4 理事役会の議長は、県事務局長がこれを務めるものとする。

5 理事役会の定足数(委任状又は議決権行使書を含む。)は構成員の3分の1以上とし、議事は出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 議長は、定期総会の例に倣って、議事録を作成するものとする。

7 県会長は、県隊友会運営の重要事項の実行に関する連絡機関として、各支部長が参加する副会長・支部長等会同を、また、必要ある場合は、理事役会の会務に関する細部を検討させるため県事務局長が主催し、事務局員及び各支部事務局長等が参加する事務局長会議を開催することができる。

(その他の会議等)

第28条 県会長及び支部長は、本章の前各条のほかに必要に応じて会議を開催することができる。

## 第8章 会費

(会費の額)

第29条 正会員及び賛助会員の年会費は、隊友会規則第1号第9条に定める額とする。

2 特別会員の年会費は、個人会員にあつては1万円、法人会員にあつては3万円を基準額とする。

3 協力会員の年会費は、3000円を基準額とする。

(会費の納入及び退会時の会費取り扱い等)

第30条 会員の会費の納入先は、当該会員が所属する県本部又は支部とする。

2 正会員で希望する者は、希望する時に、10年、15年、20年の何れかの期間を選択し、その期間の年会費を一括前納することができる。年会費を一括前納する場合は、前納期間にかかわらず、前納期間会費総額の10%割引した会費を納めるものとする。

3 正会員及び特別会員が退会するときは、会員が既に納入済の年会費及び一括前納会費は、これを返還しない。

4 年会費を一括前納した正会員が居住地を変更した場合においては、所属県隊友会長は残年数に応ずる一括前納割引後の年会費を移転先県隊友会長に送付するものとする。

本規定は、県会長を支部長に読み替え、県内の支部間移動にも適用する。

5 一括前納期間中に年会費の変更があつた場合、一括前納期間中はその差額を徴収又は返納しないものとする。

(寄付金)

第31条 県会長は、終身会員のうち、入会して10年を経過した会員に対して寄付金を求めることがで



きる。

2 寄付金の基準額は、財政事情（予測）を考慮して理事役会においてこれを定める。

3 寄付金の納入先は県事務局とする。

（会費の再配分・上納等）

第32条 支部が当該支部の会員から集金した会費は、原則として、独立支部にあつては当該支部の資産として、直轄支部にあつては当該支部に対する活動補助金として交付する。ただし、各支部は前年度末までに理事役会が定めた割合に基づき、その一部を県本部に納入するものとする。

2 独立支部へ即日入会した会員がある場合は、その会員の当該年度本部還付金のうち、75%の金額を当該支部へ交付する。

3 直轄支部及び職域支部に対する交付金（支部総会等の通信費）は、当該支部からの申請（県様式第5）に基づき県事務局で審査し、必要に応じ交付する。なお、当該交付金を受けた支部は、当該事業終了後遅滞なく会計報告（県様式第5別紙）を提出するものとする。

4 入会して10年を経過した会員からの寄付金の支部への交付については、県隊友会の財政状況を勘案して理事役会で定める。

## 第9章 報 告

（報告）

第33条 県会長は、隊友会規則第4号第6条に基づき、次の事項を隊友会本部に報告するものとする。

番号	報告事項（地方組織規則様式）	報告時期
1	会員名簿（別途示す）	翌年5月31日までに
2	県役員名簿（別紙第3）	翌年6月30日までに
3	会勢等状況（別紙第4）	翌年4月15日までに
4	主要事業実績（別紙第5）	
5	事業報告（適宜）	
6	決算報告及び監査報告（別途示す）	翌年4月7日までに
7	事業計画（案）及び予算（案）（適宜）	3月5日までに

2 各支部長は、次の事項を県会長に報告するものとする。

区分	報告事項	報告期日
独立支部 直轄支部 共通	(1) 会勢等状況報告（県様式第3）	翌年4月8日までに
	(2) 主要事業実績報告（県様式第4）	
	(3) 当該年度支部役員名簿（様式適宜）	支部総会終了後
	(4) 支部総会実施概要報告（様式適宜）	支部総会終了後
	(5) その他、県会長の指定する事項	適宜



独立支部	決算報告(独立支部用)(注)及び監査報告(県様式第7)	翌年4月3日までに
直轄支部	決算報告(直轄支部用)(注)及び監査報告(県様式第7)	翌年4月3日までに

注：決算報告(正味財産増減計算書)の様式は、当該年度本部様式を3月初旬ごろ、各支部に配布する。

## 第10章 表彰及び感謝状等

(表彰の範囲及び基準)

第34条 表彰は、県隊友会に属する各組織及び正会員が、次の各号に該当する場合に行う。

- (1) 会員増勢及び会務運営活動に顕著な功績があったこと。
- (2) 隊友会の目的達成のための諸活動に功績があったこと。
- (3) その他、特に県会長が必要と認めたもの。

2 表彰の基準の細部は、別途、理事役会で定めるところによる。

(表彰の上申手続及び実施)

第35条 各支部長は、第34条各項に該当するものがある場合には、年度末までに、県事務局長を通じて県会長に上申(県様式第6-1)するものとする。

2 表彰は、原則として支部総会において実施するものとする。ただし、支部長からの要請があった場合は、県定期総会で実施することができる。

3 隊友会会長表彰の上申手続については、第1項を準用する。

(感謝状の贈呈及び贈呈基準)

第36条 感謝状は、部外の個人・団体(特別会員を含む。)及び部隊等が、次の各号に該当する場合、感謝状を贈呈する。

- (1) 隊友会の育成と拡充発展に寄与し、その功績が著しいこと。
- (2) 隊友会行事に対する直接支援の功績が著しいこと。
- (3) その他、県会長が必要と認めた場合

2 感謝状贈呈の手続については、県様式第6-2で上申するほか、第35条を準用する。

(香典等の支出)

第37条 県隊友会の会員が死亡した場合の香典の支出は、隊友会規程第14号(見舞金、香典、慰霊祭助成金規程)によるほか、次による。

- (1) 独立支部長が当該支部の会員の葬儀に列席する場合は独立支部から支出する。
- (2) 県会長又は直轄支部長が直轄支部会員の葬儀に列席する場合は県事務局から支出する。

2 香典等の支出基準額並びに弔電の発出基準等は、理事役会の定めるところによる。

(顕彰状等)

第38条 県会長は、正会員が死亡し遺族及び支部長から要請があった場合には、顕彰状及び隊友会旗をもって弔意を表すことができる。

## 第 1 1 章 資産及び会計

### (資産の構成)

第 3 9 条 県隊友会の資産は、次の各項をもって構成する。

- (1) 隊友会本部からの給付金(仮称)
- (2) 会 費
- (3) 事業等収入
- (4) 寄付金品
- (5) 利息その他の収入

### (資産の管理)

第 4 0 条 資産は、県会長及び支部長が管理するものとする。

### (経費の支弁及び会計責任者の責務)

第 4 1 条 経費は、資産をもって支弁する。

- 2 県会長は、本部の会計責任者の補助者として、県隊友会の会計責任者の任に当たる。
- 3 県事務局長及び各支部長は、県会計責任者の補助者として県会長を補佐するとともに、  
県事務局長は県本部の、各支部長は各支部の会計責任者の任に当たる。

### (予算及び決算)

第 4 2 条 県会長は、毎会計年度開始前に次年度県予算案を作成し、第 33 条第 1 項の期日までに理事長に報告するものとする。

- 2 県会長及び各支部長は、毎会計年度終了後速やかに収支決算を行い、財産目録とともに、それぞれ監事役の監査を受けなければならない。

なお、県会長は、これを定期総会又は代議員会に報告し、承認を得なければならない。

- 3 県会長は、前年度県決算報告(正味財産増減計算書)を作成し、第 33 条第 1 項の期日までに理事長に報告するものとする。
- 4 県会長は隊友会本部様式で、各支部長は県様式第 7 で、監査報告書を提出するものとする。

### (会計年度)

第 4 3 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 3 1 日に終わる。

## 第 1 2 章 下 部 組 織

### (支部の任務)

第 4 4 条 支部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 支部は、県隊友会の基本単位として、県隊友会の事業活動を分担実施する。
- (2) 支部は、会員の親睦実施の核心となる。
- (3) 支部は、県隊友会等上部機関から委託された事業を実施する。
- (4) 支部は、その下部組織として分会等がある場合には、これを統括・指導・調整する。

- (5) 支部は、新会員の加入を勧誘し、その拡大強化に努力する。
- (6) 支部は、隊友会定款・規則等に従い自衛隊の業務に協力する。

(支部の業務)

第45条 支部は、通常次の事務を処理する。ただし、直轄支部及び職域支部は、本規則に別段の定めがない限り、次の(1)号から(2)号の事務を除く。

- (1) 支部会員名簿の**作成・管理**
- (2) 支部会員カード(正)の**作成・管理**
- (3) 会費の徴収
- (4) 機関紙等の配布
- (5) 年度事業計画に示された事項及び本規則に基づき理事役会等で定められた事項
- (6) その他、県隊友会等関係機関から委託された事項

(事務所)

第46条 支部の事務所を特設しない場合は、支部長の住所をもって事務所の所在地とする。

(支部の役員)

第47条 支部に支部役員として、支部理事役及び1名以上の支部監事役を置くものとする。

- 2 支部理事役のうち、1名を支部長とし、若干名を副支部長とする。
- 3 支部長に事故があるときは、副支部長のうちの1名がその職務を代行する。

(支部役員を選任)

第48条 支部**役員**は、支部 **理事役会**において選出し、**支部総会の承認を得るものとする。**

- 2 **支部役員は、支部総会終了をもって交代するものとする。**

(支部長の任務)

第49条 支部長は、支部を代表して支部を統括するとともに、県会長から委任された事務を行う。

(支部顧問等)

第50条 支部長は、支部顧問等を委嘱することができる。

(委任事項)

第51条 支部が業務を処理するにあたり、第44条～第50条に明示していない事項については、本規則各章、各条項の趣旨を準用するものとし、更に必要ある場合は支部において、その細則を作成することができる。

(会計事務処理要領)

第52条 支部における会計事務処理の細部については、理事役会の議決を経て、県会長が別にこれを定めるものとする。

(分会等)

第53条 支部の下部組織として地域の特性その他の事由により、適宜、分会、組及び班等を設置することができる。

- 2 分会等は、会員の面識、親睦を深めるとともに、支部活動を支援又は分担する。
- 3 分会には分会員の互選により分会長をおく。

- 4 支部において分会等を設置した場合には、県会長に届け出るものとする。
- 5 分会等の活動を行う場合には、本規則の関連各条項を準用するものとし、さらに必要ある場合には、その細則を作成することができる。

(部 会)

第54条 県隊友会及び支部は、必要に応じて正会員である予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補をもって予備自衛官部会を、女性会員をもって女性部会を設けることができる。

- 2 県隊友会に安全防災部会を設けるものとする。

### 第13章 個人情報の保護

(個人情報の管理・保護)

第55条 会員の個人情報については、隊友会規則第6号(情報公開規則)及び隊友会規程第8号(個人情報保護規程)に基づき、次のとおり管理する。

- (1) 県会長及び各支部長は、会員の個人情報がみだりに公開されることのないよう配慮しなければならない。
- (2) 県隊友会の保護管理者を県事務局長、各支部の保護責任者を支部長とし、それぞれが県隊友会 **会員DB**、会員名簿、役員名簿等に関する個人情報管理簿を備えるものとする。
- (3) 保護管理者(県事務局長)及び保護責任者(各支部長)は、個人情報の管理状況について、毎年一回定期検査を行うものとする。
- (4) 県本部及び各支部の事務局は、会員個人情報の適切な管理に努め、業務を通じて得た会員の個人情報を本来の目的以外に使用してはならない。

### 第14章 規則の改正

(規則の改正)

第56条 本規則の改正は、**定期**総会又は代議員会において、出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### 第15章 雑 則

(委 任)

第57条 この規則に定めるもののほか、本規則の実施について必要な事項は、理事役会の議決を経て、県会長がこれを定める。

## 付 則

- 1 この規則は、平成25年6月2日から施行する。
- 2 この規則の改正等履歴については、下に別出しする。
- 3 第21条の武山三浦支部の立上げは、平成30年4月1日から施行する。

## 規則改正等履歴

- H15.6.1 1 県隊友会の規約を制定し、試行する。  
2 県央支部、横須賀支部、三浦支部及び武山支部を独立支部とする。
- H18.6.1 県隊友会規約の試行を廃止し、施行する。
- H20.2.20 県隊友会の事務所移転に伴い、第2条の一部を改正。
- H23.4.1 隊友会が公益社団法人として認可されたことに伴い、隊友会の規則類が制定・施行される。
- H23.5以降 隊友会規則類の施行に伴い、県隊友会規約との整合・一部見直しを実施。
- H24.7.1 1 県隊友会の規約を規則に改め、施行する。  
2 三浦支部を廃止し、県本部に組み入れる。
- H25.3以降 隊友会規則類と県隊友会規則との再整合・全面見直しを実施。
- H25.6.1 県隊友会規則(25改正版)を制定、同年6月2日から施行。
- H29.6.25 1 隊友会規則類の一部改正（新会員制度への移行等）に伴い、一部改正を実施、  
県隊友会規則(29改正版)を制定・施行。  
2 武山支部と三浦地区を統合（H30.4.1の予定）し、武山三浦支部を立上げる。

## 地域支部の区分と担当地域

区分	支部名	支部番号	担当地域
直轄支部	横浜南支部	11	横浜市（金沢区・磯子区・港南区・戸塚区・栄区・泉区・保土ヶ谷区・中区・西区・南区）
	横浜北支部	12	横浜市（緑区・都筑区・青葉区・港北区・鶴見区・瀬谷区・旭区・神奈川区）
	川崎支部	13	川崎市（高津区・宮前区・多摩区・麻生区・川崎区・幸区・中原区）
	県北支部	14	相模原市（南区・中央区・緑区）、座間市
	西湘支部	16	小田原市、南足柄市、箱根町、湯河原町、真鶴町、松田町、山北町、開成町、大井町、中井町
	湘南支部	17	藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、大磯町、二宮町、寒川町
独立支部	県央支部	15	厚木市、伊勢原市、海老名市、大和市、秦野市、綾瀬市、愛川町、清川村
	横須賀支部	18	横須賀市（長井・林・武・大和田・須軽谷・御幸浜・山科台・佐島・長坂・芦名・秋谷・荻野を除く）、鎌倉市、逗子市、葉山町
	武山三浦支部	19	横須賀市（長井・林・武・大和田・須軽谷・御幸浜・山科台・佐島・長坂・芦名・秋谷・荻野）、三浦市
県本部	20	県外等（上記各地域に属さない会員）	